

(新) 震災廃棄物対策指針の策定

9百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

環境省では、平成10年10月に「震災廃棄物対策指針」を策定し、地方自治体に対して廃棄物処理に係る防災体制の一層の整備を要請してきたところである。しかしながら、当該指針は阪神・淡路大震災を念頭に大地震災害を考慮して策定したものであり、今般の東日本大震災において発生した大規模津波等には十分対応できていなかった。

については、今般の東日本大震災に当たっての課題等を整理し、当該指針を見直しするものである。

2. 事業計画(業務内容)

東日本大震災における破棄物処理の現状や実態を把握するとともに課題を整理し、計画すべき項目・内容について見直しする。

3. 施策の効果

自治体において、被害の実態に合った対策が取れるとともに被害の規模レベルを複数段階に設定するため、使い勝手のいい指針となる。

震災廃棄物対策指針の策定

災害対策基本法

環境省防災業務計画(平成17年10月)

地域防災計画(都道府県・市町村)

○ 震災廃棄物対策指針
(平成10年10月)

災害(震災・水害)廃棄物処理計画
(都道府県・市町村)

☆ 東日本大震災を踏まえ震災廃棄物処理計画(都道府県・市町村)の見直しは急務
津波により発生した広い地域に散在するあらゆるものが混然となった廃棄物への対応

～新しい対策指針～
震災の規模レベル別の計画(数段階)
東日本大震災を踏まえた内容
地方公共団体の計画策定を具体的に支援
地域特性や広域処理についても対応

計画のレベルアップ
即時に役立つ計画
計画策定率の向上
広域化処理の計画

震災廃棄物の適正・迅速な処理